

○古賀市特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例（抄）

昭和37年3月15日

条例第4号

（趣旨）

第1条 特別職の職員及び教育長の給与等に関しては、この条例の定めるところによる。

（改正（平9条例第36号））

（定義）

第2条 この条例において「特別職の職員」とは、次に掲げる者をいう。

- （1） 市長及び副市長
- （2） 教育委員会の委員長及び委員
- （3） 選挙管理委員会の委員長及び委員
- （4） 監査委員
- （5） 農業委員会の会長及び委員
- （6） 固定資産評価審査委員会の委員
- （7） 地方自治法（昭和22年法律第67号）第202条の3に規定する附属機関の委員その他の構成員
- （8） 消防団員
- （9） 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者

（改正（平18条例第27号））

（非常勤職員の給与等）

第3条 前条第2号から第9号までに掲げる特別職の職員（以下「非常勤職員」という。）には、別表第1に掲げる報酬及び別表第2に掲げる費用弁償を支給する。

- 2 報酬を月額で定める者に対しては毎月末日に、年額で定める者に対しては年額を3分し3期とし、8月、12月及び3月の各末日に支給する。ただし、支給定日が休日に当たるときは、その前日に繰り上げて支給する。
- 3 任期の満了、辞職、失職又は死亡した場合は、前項の規定にかかわらず、その際支給する。
- 4 1月に満たない期間の報酬は、日割計算とし、1期に満たない期間の報酬は、月割計算によって支給する。
- 5 正当な理由がなく当該期若しくは月において1回も招集に応じないとき又は職務に従事しなかったときは、その者には、報酬を支給しない。

（常勤職員の給与等）

第4条 第2条第1号に掲げる特別職の職員及び教育長（以下「常勤職員」という。）には、給料、期末手当、旅費及び退職手当を支給する。

2 前項の給料月額、別表第3による。

3 第1項の期末手当の額は、給料月額及びその給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例による一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、古賀市一般職の職員の給与に関する条例（平成9年条例第12号）第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の155」とする。

4 第1項の旅費額は、古賀市職員等の旅費に関する条例（平成9年条例第41号。以下「旅費条例」という。）の定めるところによる。

（改正（平22条例第13号））

第5条 削除

（重複給与の調整）

第6条 常勤を要する公務員が非常勤職員を兼ねるときは、その非常勤職員としての給与等については、非常勤職員として受けるべき旅費相当額のほかは支給しない。ただし、常勤を要する公務員が消防団員を兼ねるときは、その非常勤職員としての給与等を支給することができる。

（改正（平14条例第11号））

（給与等の支給方法等）

第7条 この条例に定めるもののほか、給与等の支給方法等については、一般職の職員の例による。

附 則（略）

別表第3（第4条第2項関係）

（改正（平19条例第6号））

給料

（平成19年4月1日適用）

区分	給料月額
市長	875,000円
副市長	689,000円
教育長	656,000円